

令和4年度 国民健康保険料の試算表(PDF版)

●試算表の使い方

黄色の個所に旧ただし書所得・国保加入者人数・加入月数を入力してください

I 医療保険分(すべてのかた)

所得割

旧ただし書所得(※) 円 × 0.0588 = 円 ①

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 24,190 円 = 円 ②

世帯別平等割

1世帯につき 25,980 円 ③

医療分の最高限度額は65万円です。

医療分合計(100円未満切捨て) ①+②+③ = 円

II 後期高齢者支援金等分(すべてのかた)

所得割

旧ただし書所得(※) 円 × 0.0229 = 円 ①

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 9,090 円 = 円 ②

世帯別平等割

1世帯につき 9,760 円 ③

後期高齢者支援金等分の最高限度額は20万円です。

後期高齢者支援金等分合計(100円未満切捨て) ①+②+③ = 円

III 介護納付金分(40歳以上64歳未満のかた)

所得割

旧ただし書所得(※) 円 × 0.0241 = 円 ①

被保険者均等割額

加入者1人につき 人 × 10,960 円 = 円 ②

世帯別平等割

1世帯につき 8,410 円 ③

介護納付金分の最高限度額は17万円です。

介護納付金分合計(100円未満切捨て) ①+②+③ = 円

年度途中加入の場合は、月割計算となります。

加入月数を入力してください。1年の場合は「12」と入力してください。

加入月数 月

I の合計 円 × 月 / 12 = 円【1】

II の合計 円 × 月 / 12 = 円【2】

III の合計 円 × 月 / 12 = 円【3】

国民健康保険料は、【1】と【2】と【3】の合計です。

【1】+【2】+【3】 = 円

※ 国民健康保険に加入されるかた全員の旧ただし書所得の合計です。

旧ただし書所得=総所得金額等-43万円

旧ただし書所得を出すときの「総所得金額等」の額は、岡崎市の令和4年度市民税・県民税の納税通知書に記載されている合計所得金額を参考にしてください。

なお、市民税が課されていない世帯のかた、免税所得、繰越控除、特別控除に該当しているかたは、必要に応じて担当までご相談ください。

岡崎市以外の市区町村で課税されているかたは、課税している市町村にお問合わせください。

(担当 国保年金課資格係 ☎ 23-6167 FAX 27-1160)